

# 国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準等の一部改正案の概要

平成 28 年 11 月

自然環境局

## 第 1. 改正の趣旨

近年、導入量が増加している太陽光発電については、国立・国定公園内においても導入の検討が行われています。環境省では、大規模太陽光発電施設の自然公園内への設置に係る審査の考え方を明確化するにあたっての基本的な考え方を整理するため、平成 26 年 9 月に「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方検討委員会」を設置しました。平成 27 年 2 月までに計 4 回の検討委員会を開催し、「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」（以下、「基本的考え方」という。）を取りまとめました。

「基本的考え方」を踏まえ、環境省では平成 27 年 5 月 19 日に自然公園法施行規則を改正し、国立・国定公園の特別地域（特別保護地区及び海域公園地区を含む）内における太陽光発電施設の設置に係る許可基準を追加するとともに、同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和が 1,000 平方メートルを超える太陽光発電施設の新築、改築及び増築については、同年 8 月 1 日以降に着手する行為については自然公園法第 33 条第 1 項に基づく届出が必要な行為と定め、平成 27 年 6 月 1 日に改正省令を施行しました。

今回は、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成 13 年 5 月 28 日環自国第 212 号環境省自然環境局長通知）<sup>\*</sup>の一部を改正し、国立公園普通地域内における太陽光発電施設の新築、改築及び増築に係る同条第 2 項に基づく措置命令等の処理基準を追加する等の改正を行う等の措置を行うものです。

<sup>\*</sup>自然公園法第 33 条第 1 項の届出を要する行為のうち、国立公園の普通地域の風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為について、同条第 2 項に基づき、その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること（措置命令等）に際してよるべき基準を定めたもの。なお、本基準によるほか、本基準に掲げる行為であるかどうかにかかわらず、風景を保護するために必要であると認めるときは、措置命令等を行うことができる。

## 第 2. 今回改正の内容

1. 「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」（平成 13 年 5 月 28 日環自国第 212 号環境省自然環境局長通知）の一部改正

国立公園普通地域内における太陽光発電施設の新築、改築及び増築に係る自然公園法第 33 条第 2 項に基づく措置命令等の処理基準を、以下のとおり追加する。

- (1) 次のすべてに適合するかどうかについて審査し、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。

- ① 以下の規定によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、届出に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することが困難と認められるものについてはこの限りではない。
- ・当該太陽光発電施設が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
  - ・当該太陽光発電施設が山稜線を分断する等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
- ② 当該太陽光発電施設の色采及び形態がその周辺の風景と著しく不調和でないこと。
- ③ 当該太陽光発電施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- ④ 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- ⑤ 当該太陽光発電施設の新築、改築及び増築による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。
- ⑥ 植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）内において行われるものでないこと。
- ア. 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
  - イ. 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
  - ウ. 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
  - エ. 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

(2) 自然公園法第33条第1項の届出を要する規模の太陽光発電施設は、発電事業終了後に放置されると、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。このため、発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うこととする。

※風力発電施設の新築、改築及び増築の届出に係る現行の措置命令基準について、太陽光発電施設の措置命令基準と同内容であるため、当該基準と整合性を図るための記載の修正を行う。

## 2. 「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成17年10月3日環自国発第051003001号環境省自然環境局長通知）の一部改正

同要領の別表（自然公園法第32条の規定に基づく許可条件の例文集）に、国立公園特別地域内工作物の新築、改築、増築許可申請のうち申請の対象が風力発電施設又は太陽光発電施設の場合に用いる許可条件例文を次のとおり追加する。

「当該〇〇発電施設（受変電施設等の付帯する工作物を含む。）は、発電事業が終了した場合には直ちに撤去すること。」